

低所得世帯の妊婦に対する

初回産科受診料助成事業のご案内

鴻巣市では、低所得世帯の妊婦の方が、妊娠の診断を受けるために産科医療機関等を初回受診をする際に必要な費用の一部を助成します。

対象者

妊娠判定検査のための初回産科受診日において、住民基本台帳法の規定により市の住民基本台帳に記録されている方であって、次の各号のいずれかに該当する方

（１）申請日の属する年度（４月から６月までに申請する場合にあっては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯に属する方

（２）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯に属する方

なお、上記の規定に関わらず、他の市区町村において、同一の妊娠に係る初回産科受診に要した費用の全部又は一部について助成を受けている方は、助成の対象となりません。

助成額

* 対象費用：令和５年４月１日以降受診した妊娠判定に要した費用

（診察、尿検査、超音波検査等）

* 助成金額：１回の妊娠につき10,000円を上限

申請方法・期限

* 申請方法：申請窓口に下記のものをご持参ください

（１）事前申請のうえ、受診券の交付を受ける場合

・初回産科受診料助成金交付申請書

・・・指定医療機関で利用できる受診券を発行します。

※指定医療機関…はやしだ産婦人科医院、平野産婦人科医院

（２）すでに受診し、自己負担した費用の償還払いを受ける場合

申請期限：受診日より１年以内

・妊娠判定結果がわかる書類及び、初回産科受診料証明書又は領収書

・金融機関の口座のわかるもの

・課税状況が確認できる書類（転入などにより市で課税状況が確認できない方）



ホームページ

【申請窓口・問い合わせ】　 鴻巣市子育て支援課　０４８－５４１－１３２１

鴻巣保健センター　　０４８－５４３－１５６２

吹上保健センター　　０４８－５４８－６２５２